

栃木県とも家事推進ロゴマーク及びとも家事推進キャラクターともジカ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、とも家事推進ロゴマーク及びとも家事推進キャラクターともジカ（以下、「ロゴマーク等」という。）を次のいずれかの目的で使用する場合の取扱に関し必要事項を定める。

- (1) とも家事の推進に資する目的
- (2) とも家事の普及啓発に寄与する目的
- (3) その他、人権男女共同参画課長が認めた目的

(定義)

第2条 とも家事とは、みんな（パートナーや家族だけではなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）で家事をシェアすることにより、「家事分担」及び「家事時間削減」を目指すことをいう。

2 ロゴマーク等とは、別表に定める各図柄のことをいう。

(使用申請)

第3条 ロゴマーク等を使用（ロゴマーク等の部分使用、ロゴマーク等に他の図柄や文字を重ねての使用その他の変形・加工による使用（以下、「加工使用」という。）を行う場合を含む。）するときは、あらかじめ「ロゴマーク等使用承認申請書」（様式第1号）を人権男女共同参画課長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合であって、加工使用を行わない場合は、その限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が使用する場合
- (4) 栃木県が主体となって実施するイベント等で使用する場合
- (5) 栃木県がとも家事推進の協力を依頼する企業や団体等が使用する場合

(承認)

第4条 前条に定める使用承認申請があった場合、人権男女共同参画課長は、その内容を審査し、当該申請が第1条に定める目的に合致し、及び次のいずれにも該当しないと認めるときは、使用を承認することができる。

- (1) 特定の政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (2) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合

- (3) 栃木県やロゴマーク等のイメージを損なうおそれのある場合
 - (4) 第6条各号に掲げる事項に従わない場合
 - (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (6) その他承認することが不適当と人権男女共同参画課長が認めた場合
- 2 人権男女共同参画課長は、前項の審査において必要と認めるときは、使用承認申請の内容に所要の補正を加えることができる。
- 3 人権男女共同参画課長は、第1項の承認（以下「使用承認」という。）をした場合は「ロゴマーク等使用承認通知書」（様式第2号）により、承認をしなかった場合は「ロゴマーク等使用不承認通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（ロゴマーク等の使用料）

第5条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用承認を受けた者（以下、「ロゴマーク等使用者」という。）は、使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 色、用途など、使用承認を受けたとおりとすること。
- (2) 人権男女共同参画課長が指示する条件に従うこと。
- (3) ロゴマーク等の使用実績について、「ロゴマーク等使用実績報告書」（様式第4号）により、人権男女共同参画課長に報告すること。

（承認の取り消し）

第7条 人権男女共同参画課長は、ロゴマーク等の使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消は、「ロゴマーク等使用承認取消通知書」（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマーク等の使用をしてはならない。
- 4 前3項の規定により使用承認を取り消された者に発生する経費（改修費用、使用対象物の作製費用等）は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

（使用の非独占性等）

第8条 本要領による使用承認は、ロゴマーク等使用者が使用するロゴマーク等を自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、ロゴマーク使用者又は使用対象物について、県が保証を行うものではない。

(責任)

第9条 県は、使用承認を行ったことに起因してロゴマーク等使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマーク等使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはロゴマーク等使用者自身が適切に処理する責任を負う。

3 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

附則

本要領は令和6(2024)年2月1日から施行する。

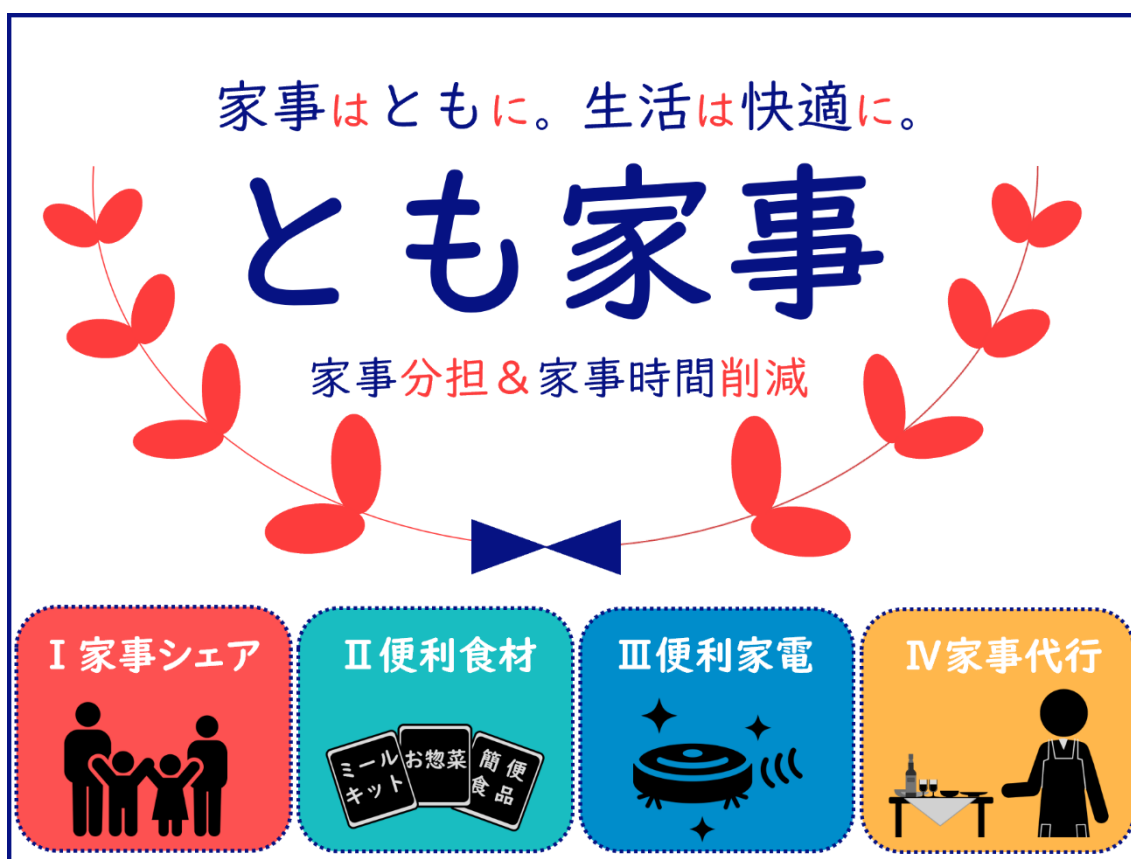
別表（第2条関係）ロゴマーク等の図柄

1 とも家事推進ロゴマーク

【横 ver】



【縦 ver】



【文字のみ ver】



2 とも家事推進キャラクターともジカ

①



②



③



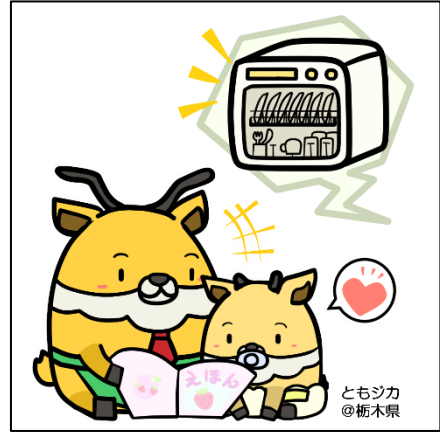
④



⑤



⑥



⑦

